

2020年2月28日

株式会社デifactoスタンダード 御中

〒233-0002

横浜市港南区上大岡西1-6-1

ゆめおおおかオフィスタワー5階

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援かながわ

TEL045-349-9729 / FAX045-349-9267

理事長 武井



ご連絡

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴社より2019年12月9日付け回答書を拝受いたしました。当法人の要請の趣旨をご理解いただき、当法人の申し入れに対応した改訂をしていただいておりますことに御礼申し上げます。

もっとも、以下の事項につきましては再度改訂をご検討いただきたく、改めて申し入れをさせていただきますので、ご確認くださいますようお願いいたします。

敬具

ブランドシア利用規約18条4項

【申し入れの趣旨・理由】

貴社は、2019年12月9日付け回答書において、貴社起因で品物が故障した場合には、18条1項に基づき責任負担する旨の表記があることから、問題はないとされています。

しかし、18条1項は、「当社起因でお品物を破損、紛失した場合」と規定されているところ、同4項は「故障」という文言が使用されており、「破損」と「故障」

が同義とはいえません。また、同1項の「破損」に「故障」が含まれるとも解釈することはできず、同1項により責任負担する旨の表記があるとはいえません。

したがって、本規約によれば、査定中に貴社の過失により故障が生じた場合にも、かかる故障が補償の対象外となります。これは、貴社の債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償責任の全部を免除する規約であり、消費者契約法8条1項1号、3号により無効です。

事業者には、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が、その解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう配慮することが求められています（消費者契約法3条1項1号）。

よって、本規約18条1項に「故障」の文言を含めるなどし、貴社の過失により故障が生じた場合に、かかる故障が補償の対象となることが明らかになる形で修正して頂きますようお願いいたします。

以上のとおりですので、よろしくお願いいたします。

以上